

大蔵委員會議録 第六号

昭和二十五年七月二十二日（土曜日）
午前十時五十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 大上 司君 理事 奥村又十郎君
理事 小山 長規君 理事 田中織之進君
理事 淺香 忠雄君 有田 二郎君
川野 芳満君 島村 一郎君
高間 松吉君 西村 直巳君
三宅 則義君 宮崎 靖君
武藤 嘉一君 宮腰 喜助君
高田 富之君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官 平田敏一郎君
（主税局長）
大蔵事務官 石田 正君
（主税局長）
税関部長 吉田 晴二君
大蔵事務官 岡田 修一君
（主税局長）
運輸事務官 岡田 修一君
（海運局長）

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

本日の會議に付した事件

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案（内閣提出第一〇号）
関税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）

○夏堀委員長 これより會議を開きます。前会に引続き船舶公団の共有持分の

處理等に関する法律案、及び関税法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑を續行いたします。

○高田（富）委員 船舶公団の方で、この御質問をしたいと思います。

○高田（富）委員 船舶公団の方で、この御質問をしたいと思います。何か共有持分を持つておる船主の方で買取りな

○吉田政府委員 ただいま御質問の点は、おそれる性能の低い船を買取り入れ

○高田（富）委員 もう一つ、共有の持分が政府の方へ移管されますと、それ

○高田（富）委員 お答えいたします。武器の携帯の点につきましては、何挺

○石田政府委員 最近の情勢から申し

○高田（富）委員 その場合に価格の関

○吉田政府委員 船主が公団から共有

○高田（富）委員 そうすると政府が今

○吉田政府委員 その点は先般御説明

○高田（富）委員 もう一つ、共有の持

○高田（富）委員 お答えいたします。武器の携帯の点につきましては、何挺

○石田政府委員 最近の情勢から申し

とは、これは従来からの共有契約と言

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 大抵持たせる武器は

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 大抵持たせる武器は

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 大抵持たせる武器は

たようにまだ確定しておりませんが、

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 最近の情勢から申し

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 最近の情勢から申し

○高田（富）委員 大抵持たせる武器は

○石田政府委員 最近の情勢から申し

ありませんので、所要の額と、それから入手し得るところの数というものを考えまして、なるべく早い時期にぼつぼつ持たせるようにしたいと一応考えております。

○高田(重)委員 政務次官にお伺いしたいのですが、この密貿易の問題ですが、これはこちらの資料にもありますが、これにたいへん件数もふえて、金額も相当のものに上つておるようでありますが、これは一体どういうところにある原因があるとお考えになつておるか。この対策をいたしまして、ただこういうふうな取締まるという面だけで、今まではそれが手薄であつたというところだけでは、一面的なように思うのですが、もつと大きい見地から、よつて来たところについての御所見を承りたいと思います。

○西川政府委員 今日日本の国情は、御存じの通りある品物におきましては生産が片寄つておる。また外国の生産が思う通りにできておらない。その均衡がとれないところにこの密貿易の原因があるというところは、常識的に申せることだと思ひます。それから密貿易は、今日こういう朝鮮の紛争が起りますと、まず国内の商品が流れ、また入つて来ることははげしくなるのではないかと。ことに最近のこの事件におきまして、相当の品物が公然と出されておるが、そういうしつとに伴つて各国におきましても少なくなつて来るというので、ここがやはり日本と各国間の品物の不均衡によつて起るころの最大の原因だと思ひます。

○高田(重)委員 均衡ということですが、それは言葉をかえて言ひますれば、日本で今生産しておるものと、それから足らないものと、近隣のきわめて簡単に密貿易のできるような地帯での生産品との間のバランスということになると、今の貿易関係が、構造的に見ましてもきわめて不自然な状態に置かれておるために、それを補う作用として勢いそういうふうな密貿易によつて補われるというふうな、一つの経済的にはやむを得ない原因がひそんでおるというふうにとれると思ひます。そういうふうな方法というものは、もう少し根本的な面を大きく政治的に解決する方向にむくしる重点を置かれませんと、こういつた取締りの方面だけでは、ほとんど大した効果がないのではないかと。そういうふうな考えられるのですが、そういうふうな次官も考えておられますか。

○西川政府委員 まず第一に日本の海外に対する需要供給の関係であります。が、やはり日本の生産計画というものがあつて、これによりまして出すべきものは出し、また輸入するものは輸入するという生産計画に基いて行われておるが、やはりこれが原料の関係もありまして、またこの価格においての差があるため、またこの価格に密輸入されるのであります。今ここにござりまするは、わが国の戦後五箇年後の今日の状態におきましては、次第にこれが成長されて行く。そうすればこの密貿易の問題も自然になくなつて来るのではないと思ひます。が、いろいろ国際関係もありまして、はたしてこの通り行く行かぬかといふことは、はつきり申し上げられないと思ひます。

○高田(重)委員 今度の事件などもありまして、結局近隣の朝鮮であるとかあるいは中国方面、とういつた方面との貿易関係ももつと見通しがつかなくなつた。あるいは見方によりましては特に今後この方面ではむづかしくなつた。中共貿易というものは今まで相当希望をかけておりましたが、ここにきてどうもこれはむづかしいという空気が非常に濃厚になつて参りましたので、むしろ事態は密貿易がこれからますますふえる傾向になるのではないかと。こういうふうに考えられます。こういう状態の中で、結局価格の点あるいはその他政治的な折衝などの問題になりまして、何となくこれを打開する方向へ大きく進んで行つて、わが国と近隣の地方との有無相通する貿易関係を樹立するといふ方向へ進むのが、第一の重要なことであると思ひます。それから取締りの面では、むしろできるだけ最小限度にとどめてやらなかつて、かえつてこれがために誤解を招いて、今度はますます近隣諸地域との間の貿易関係などを、まづい方向へ持つて行く作用をするのではないかと。こういう取締りというふうな末梢的なことのために、根本の方を害するやうな結果になり、いろいろ疑惑も受けるというやうなことになる、かえつて損失の方面が出て来るのではないかと考えるわけでありまして、そういうマインスの方面の影響は考えになりませんか。

○西川政府委員 こういう今日の国際情勢でありますと、私はむしろ密貿易がふえ、またあなたのおつしやいます取締りにつきましては、私はむしろ一層厳格にやらなくちゃならないといふ見解を持っております。

○高田(重)委員 それでは、こういう点をお伺いしますが、関税の収入はどのくらいあるか。それから関税の方の官吏の数をふやしたり、それに武器を持したりするために、これまた相当の経費がかかると思ひます。どういふことになりませんか。

○石田政府委員 まず第一に関税収入はどれくらいになつておるかという問題でございます。これにつきましても、後刻はつきりした数字をまとめまして、お答えしたいと思ひます。おきまして、大体月に七千万円見当の収入があるといふぐあいに考えておる次第であります。それからなおこれは収入の点から申しまして、今のお話は、収入に對して経費の方が余計かかるではないか、こういう御質問かと思ひます。その点につきましては御注意願ひいたします。その点につきましては、税関というものは税関をとりましますと同時に、いわゆる外国品に對しまして国内消費税と申しますか、そういうものをあわせてとるといふ機能を持つておるのであります。現狀を申しますと、むしろ関税収入よりも、税関は、国内消費税を通関の際にあわせてとる、こういうふうな大きな役目をいたしておるのであります。この数字も本年五月までははつきりいたしておりましたが、いざ数字をまとめてお手元に差上げた、こういうふうな思つております。それからもう一つ、収入と税関の業務という問題であります。税関は、財政収入といひますか、そういう観点からやるといひますと、むしろ国内産業の保護育成といふ意味の保護関税というぐあいに、それからまた貿易が円滑に行われるといふやうな方面に力を注ぐのであります。これだけ関税収入があるから、これだけ人間を置く、関税収入が少いから人を置かない、そういうふうなぐあいは必ずしも考えておらない次第であります。

○浅香委員 船舶公団の問題につきまして、くどいようであります。今度の法律の提案されました根本理由につきまして、もう一度お伺いしたい。政府の説明によりまして、この法案は船舶公団の清算事務を促進する、こういうふうなことを言つておられますが、そういう意味から行きました場合には、国が公団の残務整理をしないので、この際に船舶公団をして清算事務を完了すべきではないかと思ひます。あります。それにつきましては共有船舶は、旧船主にこれを買い取らして、別にまた一時にこれが困難な場合は、別に融資の問題などを考えまして、完全に整理すべきがほんとうではないかと思ひます。従つて国がことさらにこれを引継ぐ要がないように思われるのであります。が、その根本理由につきまして、いま一度お伺いしたいと思ひます。

○吉田政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、ただいまの御質問の通り、いろいろと他に方法を用いて、たとえば相当巨額の融資をして船主に買い取らせる。しかもその条件を非常に有利な条件をもつてすれば、あるいはそういうことも起るのではないかと。こういうふうな御趣旨ではないかと思ひます。ただその点につきましては買い取らせません場合に、その条件として非常に有利な条件をもつて行か

たしますが、けさの新聞を見ますと、戦時標準船その他老朽船を、相当商船管理委員会で買い上げる、こういう法案を用意しておられるように承知いたします。そういたしましたして、その金は管理委員会の内わゆる繋船料としての予算から二十七億出す、こういうふうに見えておるのでありますが、そういう見えますと、今後そういう船の繋船料というものは、支拂わないということになるわけでございますか。どうか。その点をひとつ……。

○岡田政府委員　四月以降船主が繋船をいたしました場合に、それに対する繋船の補助金を出すことになっております。今度国会に提案を予定しております。買上げ法案が通りますと、その繋船補助金は八月一ぱいで打ち切り、以後一切補助金は出さないという考えであります。

○夏堀委員長　田中君。

○田中（織）委員　それでは順序からいって今の船舶公団の関係から御質問をいたしますが、けさの新聞によりますと、低能船の買上げに関する法案が成案を得たように聞いております。この低能船は、約重量トンで六十万トン程度をお買い上げになるということでございますが、この買上げ予定のものといふそれから今度の船舶公団の共有分の政府移管に関する処置の法律で、政府が共有分を持つ分と、この六千万トンの低能船として買い上げるものと、共有関係のものの中には、今度の低能船のスクラップ化に伴う、買上船が入つておられないかどうか、この点をひとつ……。

○岡田政府委員　このたびの買上げ法案では、船主が公団共有分のある船の

買取りを政府に申し込みます場合に、その共有分を公団から買い取る。そして公団共有分をなくして政府に引継ぐ、こういうことになりま。

○田中(總)委員 そういたしますと、共有分として政府が公団から肩がわりする関係の船の中にも、低能船の買上法によつて買上げる船も、含まれていくということになるわけですね。

○岡田政府委員 多少そういう船もあるかと思ひます。しかし公団の共有分のあります船は、大部分が相当金をかけて、簿価の高くなつていて船でござい。従つて今度予定してあります買上げ価格では、とうてい引合わないということから、船主はあまり申し込んで来ないのじやないか。一応今予定してあります買上げ価格以下の簿価を持つていてる船の中には、多少公団共有分がござい。その額は非常に小さいものでござい。そういう船を全部合せましても、公団共有分は一億五千万円から二億円足らずでござい。

○田中(總)委員 私はそのことをなぜ伺うかという、これはほかの委員諸君からも指摘されたと思ひますが、公団の共有分を政府が引継ぐという形になりますと、もしそういう引継ぐべき船の中から、買上げてスクラップ化しなければならぬような船がある。あるいは共有分を国が持つ船にいたしましても、実際にこういうような情勢下に外洋を航行する場合に、事故も起る。あるいは今後の経済情勢の変化によりまして、船価が著しく低下することなどです。そうしますと、今のところは船舶公団には赤字はないという建

前になつていようであります。質的には船舶公団にも、これは従来の公団のあらゆる場合に言われることではないかと思ひますが、相当の赤字が出て来ている。そういうようなものを巧妙に政府に肩がわりするということになるおそれがある。特に低能船の買上げを行われる計画が確定した段階におきまして、そういう低能船として買上げをしなければならぬような船の共有分が、政府に公団から移されるということになれば、その部分だけこれははつきり出しておいても、たつた方がいひのじやないか。国が共有分を取得るということになれば、これはやはりその意味において、間接的でありま。国民負担になるわけでありま。そういう点から伺ひましたわけでありま。これは共有分の移転の問題とは多少違つて来るわけでありま。低能船の買上げによる六十万トン、これは当然スクラップ化するものだと思ひますが、日本の現在の船舶の保有量その他の関係から見ますならば、やはりスクラップ化すると同時に、片一方において新しい船をつくらなければならぬと思ひま。

す。いわゆる新造船と今度の低能船のスクラップ化との関係をどういうようにお考えになつてゐるか。直接今審議中の法律案とは関係がありませんけれども、伺つておきたいと思ひます。

○岡田政府委員 この法律の表面では、今度提案しようとする低性能船の買上げと、新造船は、全然関係を持たないことにいたしております。しかし今船主が新造船をしようと思ふ前に、一部は対日援助見返資金によるとしましても、残余を市中銀行から

融資を受けなければならぬ。その場合に現在の海運会社の経済状態からして、非常に融資が困難だということをして、非常に悪いことは、低性能の、非常に悪い船を多量に抱えておる。そういうことから来ておるわけですから、従つてこういふ船を整理して、経営状態を健全化する。同時に買上げ資金をもつて、従来銀行から借りておつた債務を一部返還するというによつて、海運会社の信用力を回復するということとからして、新造船を容易ならしめたい、かようなわけでありま。

○宮崎委員 ただいまの田中委員のお尋ねは、私の席におきまして、しごくもつともだに聞いたわけでありま。先般も本法案に對する総括質問的な意味におきまして、公団自身の清算期間を延長するといふ意思はないかといふお尋ねをしておいたのであります。ただいま運輸省の政府委員からの御説明を承りますと、老朽船、低能率船をスクラップ化するといふことが、すでに法制化され実施されたかのごとき印象を與える言葉をもつてのお答えがありました。これは新聞に出ておりますことの真偽は、私は別にただしませんが、さうな段階にお進みになつておるのであるまいかどうか。

田中委員の御質問は重大であります。もしここであたかも確定しておるかのとき印象を與える御答弁があるか。後日においてしからざる場合においては、相当の問題を残すと思ひます。これはさうな意見もあるが、いまだその実施の時期でもなければ、確定もしておらぬ、こういう御答弁であるかどうか。その点をひとつお

確かめたいとおきたいのであります。○岡田政府委員 この買上げ法案でござい。問題は、いろいろ問題がありま。たけれども、日本政府としてはこれを国会に提案するといふことで、関係方面の了解を得るやうに最後の折衝をいたしておるのであります。従ひまして、ただいまお話のありましたやうに、まだ最終的決定とはいひ得ない。日本政府側としては、そういう考えを持つておるということをお答えいたします。

○宮崎委員 この法律案は、今国会に成立を予定せられて、政府提案になつておりますが、スクラップ化し、折衝の段階にあるが、この短かい会期の本国会に間に合うかどうかといふことは未定だといふことが、ただいまの御答弁で確認できるわけでありま。従ひましてこれをあわせ考えたいといふことは、含みとしてはよいでありま。しかしさうな法律が確定的に出るのだといふやうな前提になりま。この法律案の審議といふものは、むしろさうな前提に前

に試案として運輸省が発表されましたスクラップ・アンド・ビルドという船舶整備法なるものにおきましては、旧船価を全部補償するといふ法律の骨子であつたが、今回はスクラップ化して、スクラップ代を拂う。スクラップの価格を見るのであつて、そのやうな補償を含んでいませんから、内容としては進歩がある。また国会としても協賛のできる種類のものだと思うのであります。しかし御答弁の数々から考えてみますと、今もつて船舶整備法なるものの含みが相当あるわけでありま。

す。これは與黨、野黨にかかわらず、さうな含みのありますものと、なか／＼これは賛成ができない、こういうことになりはしないかと思ふ。そこで私は田中委員の御質問中であつて、関連的にお尋ねするのであるが、未確定のことはいくらでも未確定として、将来にわたつて政府が公団の共有分を承継いたしました立場において、法律ができるときに、改めた観点から国会が審議すべきであつて、さうなもの事を前に予想いたしまして、かくなるであらうといふことはここで論じたくないと思ひます。少くとも本法案の通過する立場におきましてはさうに考えたいのであります。ぜひ大蔵當局からも、運輸當局からも、この際はつきりと言明をいたしたいと思ひま。

と、ちよつとむづかしくなると思ひますので、はなはだこれは言い過ぎた申し分かもしれませんが、その点を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

○岡田政府委員 ただいまのお説の通り、これはまだ手続中のことでござい。○田中(總)委員 私はこの交渉の経過等につきましては、実は現在約百十萬トンばかり整備されておる海員の待遇問題と関係があるので、わが党としてはこの低能率船の買上法に対する動きは、非常に注目しておるわけなんです。そういう点からやはり船舶公団の共有分の政府引継ぎの法律案に関連いたしまして、この法律を制定するといふことになりまれば、共有分を引継いだ船舶についてどうなるかといふことは、これは考えておかなければならぬといふ意味において、御質問を申し

てかおまじり新聞に書き立てない。――
ですが、この臨時国会が始まる約一箇
月ばかりの間に、これは警察の問題で
ありますけれども、警官のピストルの
暴発のために命を失うという事件が、
毎日の新聞に一日一回出ないことはな
い。ことに現在警官が携帯しているピ
ストルには安全装置がない。今後経済
情勢の進展によつて経済争議等が起つ
た場合に、そういう安全装置のないも
のを持つてまわられるということにな
りますと、不測の災害を起すというこ
ろから、警察官がピストルを携帯す
るという法律ができておつても、やは
りその携帯するピストルについては、
少くとも安全装置くらいはしてもらわ
なければ、これは大きな生命の危険を
感ずる。従つて、問題は税関官吏の場
合には、警察なんかのように犯罪捜査
が目的じゃないのですから、関税法の
いわゆる経済罰的なものに重点を置い
たところの、かりに言へば、犯則者に対
する制裁というものが主でなければな
らねばならない。こうした場合に、私
らはピストルだけでも相当問題だと思
うのでありますが、あるいは機関銃その
他もし手に入るならば持たしてもよい
という考え方のもとに、武器を携帯さ
せることを得るというような包括的な
規定はどうかと思うのであります。が、
その点主税局長はいかがですか。

○平田政府委員　ごもつともな点が多
いと思いますが、特に武器の使用につ
きましては、法律案の第六十條であり
ますかに設けまして、相当厳正にしな
かればならぬ限りにおいて使用すること
ができるんだという條文を設けておりま
す。これはごらん願いますすればわか
りますように、「取締り行フニ当り特ニ

自己若ハ他人ノ生命若ハ身体ノ保護又ハ公務執行ニ対スル抵抗ノ抑止ノ為己ムヲ得ザル必要アリト認ムル相当ノ理由アル場合」の使用につきましては、あくまでも不当に濫用するといつたようなことがあり得ないように、法律上も定められておりますし、また実際の運用におきましても、私も極力そういう方面につきましては、そういう方面の専門家の方々の指導等を十分受けさせまして、必要限度にとどめるように適正な運用をはかりたいと考えております。そういう点から申しますと、お話のように少くとも今の段階では、あまり大型の武器を使うということは、ある方面からはそういう意見もあつたようでありますが、これは少し行き過ぎじやないか。武器は携帯し得る程度の武器でありまして、従いまして今考えておるのは警察官が持つておる小型ピストル程度でいいのじやないかというふうに考えておるわけでありまして、その安全装置その他につきましても、御注意の点は私もよく注意いたしまして、運営のときにあたりましては十分遺憾なきを期するように努めたと思ひます。なおこの税関官吏は警察官ではないのじやないかというお話であります。実は警察官では形式上ないわけでありまして、しかし税関官吏の中におります監視部の職員と申しますのは、実は始終密着の取締りに従事しておるわけでありまして、関税法の違反があるかないか監視するのが職務でありまして、その点に關する限りにおきましては、非常に警察官吏に似通つた仕事もやつておるわけでございます。従ひまして、そういう官吏が適正に職務を執行する上におきまして

は、やはり最近のような事態を顧みずと、このような規定も必要とするのではないか。理想を申し述べれば、私はやはり武器なんか使用しないで、国内の秩序がうまく行くということが望ましいことと思うのでありますが、最近の事態を考えますと、どうもやはりこういう措置をとらざるを得ない実情でございますことを、御了承願ひたいと思ふ次第であります。

○田中(總)委員 それではこの法律がかりに通るといふ人数がピストルを携帯することになるのですか。

○平田政府委員 税関官吏は約三千七百八人くらいおりますが、そのうち主として監視に従事しております職員が千二百人くらいだと思ひます。この全部が必要ではないのでありますが、その監視に従事しております職員に必要な場所勤務しております者に携帯させる。ただ何人までというこまかい計画はまだ立てておりませんが、千二百人のうちのあるものに對しまして、さらに携帯させることになると思ひます。

○田中(總)委員 次に百一條の三でございますが、刑罰法二百三十三條の規定によつて逮捕状がなく現行犯人を逮捕し得る。この場合ももちろん関税法違反の疑いのある現行犯人である場合に限定されなければならぬと思ひます。従ひまして、たとえばこれは監視船に乗る場合に限定されるのか、そういうふうにおのづから限定されなければならぬと思ひます。この点についてはこの逮捕状がなく現行犯人を逮捕することを得せしめる場合は、どういうケースに限定されるおつもりですか、伺つてみたいと思ひます。

○平田政府委員 お話のように、この條文も特にその趣旨を明らかにするたために規定しておるわけでありまして、刑事訴訟法でも一部現行犯人の場合でございまして、逮捕できる規定があるわけでありまして、いろいろ取締りに當つておりますので、あるいは現行犯人でなくとも、場合によつては逮捕できるかのように響くおそれもございますので、税関官吏の場合といへども、現行犯でなければならぬ逆に逮捕でききないといつたようなことはつきりさせ、反對に現行犯の場合は逮捕できるといふことを、あわせてはつきりさせる意味におきまして、この條文を設けたわけでありまして、もちろん今お話の通り、関税法違反の現行犯に限定せられるものと考えております。

○田中(總)委員 そういふことになりまして、結局密貿易というふうな関税違反の犯罪である、もうはつきりするやういふふうに見られる場合でなければならぬと私は思ふのです。従つておのづからやはりこゝういふ権限を持て得るものは、たとえば監視船に乗つておる者、あるいは船に乗つておらないけれども、監視の立場にある者というふうなことに限るべきに限定されなければならぬと思ひます。この点に對する大きな侵害になると思ふので、この点はさらに百一條の三に基いて逮捕なしに逮捕し得る場合は、かくかくの場合であるといふふうには限定されなければならぬと思ふのであります。が、その点をできればさらに明確にしたいと思ひます。

は、百一條の八によりまして、いわゆる私設の保税地域に派遣する税関官吏を定員外にすることとございまして、が、大抵どの程度の定員外の人員が、現在の私設の保税地域に派遣を必要としておるのか、その点をひとつ明確にしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 逮捕に關する規定でございまして、實質的に大體御趣旨と同じような結果になると思ふのでありますけれども、刑事訴訟法の規定は私専門でございまして、あるいは若干正確を欠くかもしれませんが、現行犯でございまして、だれでも逮捕し得る違法にならない。違法性を阻却するといふ意味におきまして規定があるようございまして、従ひましてりくつを言ひますと、あるいはその規定があれども、こゝういふ規定はいらぬのではないかといふことを研究してみたのでございまして、やはり武器を携帯させ、その他いろいろの権限を認めておりますので、税関の官吏はこれでは、これ以外ではできないといふことを明らかにする意味から、この規定を設けた方がいんじやないか。實際はやはりお話の通り職務執行の権限は関税法違反に關して行つてございまして、ここに言う現行犯は、實際問題としてはお話のようなことに帰すると考へておるのであります。特にこの條文をさらに限定するやうな必要も、規定としてしまつてはなからうかと考へておるのであります。それからなお特派官吏の件でございまして、これは大體四百八十名くらい現在おりますが、これを今の保税地域の状況等に照しまして、二百名前後、今すぐでございせんが、

近いうちに増加する必要を生ずるのではないかと、こゝういふふうに考へております。

○田中(總)委員 問題は必要に應じて定員外で派遣をする、こゝういふわけでございますが、これを定員の中に入れていいことについては、確定した数じやないから定員の中に入れていいこととまでは、これを初めから定員外に置いたといふことについて、何か特別な理由があるのかどうか。それからそれに関連いたしまして、この行政機關職員定員法のうちの二條の第一項の表の変更点が出ておるのであります。上の点が改正であるといひます。その点が改正であるといひます。その点は、むしろ定員がその關係において千八百名でありますか、減ることになるのではないかと、思ふのであります。が、この關係は、この表の説明はどういふことに相なるでしようか。

○平田政府委員 お話の通りあとの御質問は、定員を減らしてあります。それから定員外にいたしました理由は、前々から申し上げておりますように、保税地域の設定は実業者の希望によつてやるわけでございます。従ひまして、理論的には増減という言葉を使つておりますが、實際問題としては徐々に増加して行く場合が大部分でございます。そういうのが特に最近の事態にかんがみましてと相当件数がふえてきて、やはり法律ではつきりきめておくよりも、予算では縛られますが、やはり法律では定員外にいたしまして、政令できめて行くという方が、この制度をよりよ

合理的に運用する上において妥当ではないか。このような意味において、このように改正をいたした次第でございます。なお御参考までに申し上げておきますが、特派官吏は必ずしも前定員外にしておきまして、定員法ができました際に、できずれば、定員の中に入り込んでやってみようかというふうなことでやつてみたわけでございますけれども、最近のOSS等の保税地域設定等の問題に関連しまして、やはりこれを定員外にしておいた方が、合理的な運用をはかる上において妥当であるという事例にぶつかりましたので、この際このような改正をお願いしたいと考えておる次第であります。

○田中(總)委員 第二にお伺いいたしました行政機関職員定員法の関係で、本省の人員が減つて来ておるのです。それは今度の開税法の改正とどういう関係がありますか。

○平田政府委員 この開税法で、そういう保税地域等に特別な官吏を特派することができるといふ規定を設けましたので、従いまして定員法をそういうふうにあわせて改正しなければならぬ。開税法でそういう必要がある特派官吏がある場合におきましては、定員法におきましても、そういう特派官吏は定員法の定員外にすると改正しました。それに従いまして定員法を改正しまして、ちょうど四百八十人ほど大蔵省本省の人間を減らしておるわけでございます。税関の官吏は一応本省と申しまして、本省とその直轄部局が一体になつておるわけでございますが、その人間がさきに申しました四百八十人ほど減る、こういう改正を一

緒に行うという趣旨でございます。○田中(總)委員 そういふ片一方で定員外の人員として置いておくのだということになるのですから、実際には現実の出血はないわけですね。

○平田政府委員 実際には、今申し上げましたように、すぐでございますが、近き将来におきまして二百人ぐらゐ、むしろ増員を必要とするのではないかと、このように考えております。

○田中(總)委員 それからこの関係で参りますと、引揚援護事務及び電気通信省の本省の職員の変更を、これに関連して行われておるようでありますが、この引揚援護事務の関係で特に必要がある場合においては、予算の許す範囲内において、政令の定めるところによつて増加することができるといふのですが、これはたとへば現在の引揚げ援護事務の関係から見ても、特に引揚援護事務の関係において、こうした規定を入れる必要が特別にあるのでしょうか。

○平田政府委員 これは昨日も御質問にお答えしたのですが、引揚援護庁の関係はすでにそういうことになつておるのでございます。ただ今度新しく一項目を加えましたために、その中にひつぱつております二項を、三項と單に字句を置きかえただけでありまして、これはまったく税関関係の改正のための字句の技術的な修正だけでございます。

○夏堀委員長 竹村君。○竹村委員 私田中君から詳細に質問がありましたので、簡単に二、三お聞きしたいのですが、大体これは密貿易を取締るためにということになつておるのですが、最近密貿易はどの国とどの

の国、どういふ国から密貿易が日本とされておるか。これをまず先にお伺いしたい。大体何箇国ぐらゐかということ。たとえば中国から来るのか、どこから来るのか、それをひとつ詳しくお聞きしたい。

○平田政府委員 密貿易の大体の趨勢につきましては、お手元に資料を配りました。地域別には大分こまかくなりまして、省略いたしました。今簡単に申し上げると、大体一九五〇年、つまり昭和二十五年の五月までの実績でございますが、密輸出の方は全体を一〇〇としたら、朝鮮が三

一、台湾が四、沖繩が二、中国が三、大島が三、その他一〇、密輸入の方は朝鮮が一、台湾が一、沖繩が八、中国が一、大島が一、その他が五、大体このような状況になつております。去年と若干の移動がございます。

○竹村委員 ただいまパーセントを承つたところをみますと、東洋諸国に限られております。従つてそういう場合にその密貿易を防ぐというのに、単に税関官吏にビストルを持たすということだけでは、私は問題は解決しないのじやないかと思ふ。やはりこれは自由党諸君の特に言われる経済的自由的な建前から言いますと、やはり必要に応じて必要なところから品物を入れるというふうなことが問題になると思ふのです。しかしそういうことは先ほど田中君も聞いたのでやめておきますが、もう一つお伺いしたいのは、沖繩へ二

一、密輸出、あるいは八〇の輸入ということになつております。私不幸にしてあまりそういう点ははつきりしないので、お聞きするわけですが、政府

の方で沖繩からの品物の流通というものを、密貿易だと規定されておる。これは私少しわからぬわけでありまして、たとえば降伏文書から考えましても、もちろん四つの島とその附近に存在する小さい諸島と、こうなつておる。けれどもこれは外国だと規定された規定は、私は不幸にして知らないのでございます。それから現在日本の島かといううと、それはまだ講和條約までわからぬ、こういうふうには考えておるのでございますが、これを密貿易と考えられておる法律的な根拠は一体どこにあるのですか、お聞きしたい。

○平田政府委員 條約等の関係の問題は確かにいろいろ問題があると思ひますが、開税法の上におきましては、一応その点を一昨年の改正で、沖繩はやはり外国と見ると規定いたしておるのではありません。従いまして、沖繩とはやはり輸出、輸入の関係になるわけでありまして、なお実際問題として、経済事情も違つておるようでありまして、この関係は今すぐどうするつもりはございません。いずれ條約等におきましてはつきりするかと思ひます。

○竹村委員 現在沖繩あるいは大島といふようなものが、開税の面から言つてと外国だと規定している。こうおつしやいます。日本政府みずからそうきめておるか。あるいは講和條約が締結されなければ、まだはつきりしてないのですけれども、現在はいやういふことにしておく、こういうお考えであるか、その点をひとつお伺いしたい。

○平田政府委員 規定は当分の間ということにいたしておりまして、本式に

きまりましたら、そのきまつた方針によつていたすつもりであります。今のところはやはり外国として扱うのが妥当である。こういう考え方からいたしまして、今申し上げたようなことになつております。

○竹村委員 そういふ決定は大蔵省の考えとしては一応そういうふうに規定された、そういうふうに考えておるのだとおつしやいます。これは日本が府がそういうふうな決定せよと、大蔵省に対してそういう考えをもつたかといふことはわかりませんか。

○平田政府委員 法律案を提案いたしました際に、あるいは問題があつたかと思ひますが、現在は先ほどから申し上げた通りでありまして、なお開税だけではないけれども、為替管理法、その他におきましても同様であります。御了承願ひます。

○夏堀委員長 ただいま議題となつております兩案に対して、ほかに御質疑はありますか。

○竹村委員 兩案に對しては、ほかに御質疑はないやうでありますので、質疑はこれをもつて打切ることにといたします。

これより船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案及び開税法の一部を改正する法律案の兩案を一括議題として、討論採決に入ります。討論は通告順によりこれを許します。竹村委員長。○竹村委員 船舶公団の方の問題につきましては、わが党はこれに反対であります。その理由をくどくしく申し上げるのを省きまして、これは大したことではないということになつており

ますけれども、本日新聞で伝えられておりますように、腐朽船の買上げというように、本国会に提案されたいことであるにもかかわらず、それとの関連なしにこういうことをまず先にやっておくという点、あるいはその他いろいろ点についてこれは反対であります。

なお開税法の一部を改正する法案につきましても、開税で密貿易を取締るために、ビストルを持たすということになつてゐるのであります。非常にことになつて参ります。非常なわれ／＼は危険を感じるわけですが、この方は、たとえはたまたまは税金の限度を越えたような徴税方法をやられてゐる。今日その税金を納められたいという点で、税金に關していろいろな点で紛糾が起つてゐる。こういう場合において、一般の徴税官吏に対してビストルを持たせなければならぬというふうな法律が、また續いて出て来るのではないかと、また續いて非常に不安を感じるものであります。そのういたしますと、また續いて本日おそらく本会議に上程されるのであります。よくとこの、地方税改正法案が通過いたしました。あはれは農民にとつてとても負担しきれないようなことになると考へるのであります。これに對してまた徴税するところの問題が起るといふならば、またこれはビストルを持たすということになり、將來國家の公務員一切が武裝して、あたかも國民を銃剣と棍棒のもとに陥れるというふうな感じを、われわれは受けるわけでありませう。そのうちに鐵道公安官もビストルを持つという

ようなことになつて参ります。これは日本がとて平和國家どころじやなしに、実に凶器と武裝のうちに國民は呻吟するところになると考へますので、本案に對して、われ／＼は絶対反対するものであります。

○夏堀委員長 奥村又十郎君。○奥村委員 私は自由黨を代表して、両案に對して賛成の意見を述べる者であります。

まず開税法の一部改正する法律案につきましても、税關職員に對して、職務を執行するにあつては武器を携帯せよということ、第二点におきまして私設の保稅地域等に對して、税關官吏の派出の分については定員外とする。かういふ二点であります。特に問題になりまうところの武器を携帯せよということでありませう。今日のように非常な凶惡な密貿易がふえて参つた場合において、税關官吏がその職務を遂行するにあたりまして、はなはだしく支障がありますから、武器を携帯せよということとは當然の処置であります。しかも條文に付記いたしました、この武器を使用する場合にあつては、特に自己または他人の生命身體を守るため、または職務遂行のため真にやむを得ざる場合に限り、その武器を使用せしむるというように規定いたしてあります。以上、これに對して何ら國民は不安を感じることはないはずであります。もし不安を感じる人があるとすれば、おそらく密貿易をなさる人か、なさうとする人でありまして、かういふ方が不安を持つて、密貿易をしないということならばまことにけつこうであります。竹村君の御意見はまことに當ら

いと考へるのであります。その意味において開税法の一部改正に對して賛成いたします。

次に船舶公同の共有持分の處理等に關する法律案につきましても、賛成の意見を述べます。すでに船舶公同は早急に解散することを国会において議決しております。早急に解散事務を處理いたしますについては、公同の共有持分を國が引継ぐといふことは、これは當然の処置であります。また國が引継ぐ以上は、公同の復金債務あるいは國の出資にかかるところの公同の基本金、これを減少するといふ処置もこれは當然のことでありまして、議論の余地はないのであります。ただいまの竹村君の御意見によりますと、老朽船の処分方法につきましても、この問題とやらんで十分の審議が必要だといふことでありませう。公同の共有持分はほとんどすべて優秀船であつて、老朽船の処置とは全然關係がないのであります。この意味において竹村君の御意見は當らない。ただしかし希望意見を一つつけ加えておきたいと思ひます。最近の公同解散にあたりまして、ややもすると國の財産の処分あるいは管理などについて、どうも業者と申しますか、國民の一部に對して非常に甘い処置をなす。すなわち善長かつ十分な誠意をもつての管理処分が行われておらない。いきなりあるのであります。そこでこの共有持分が國に引継がれた以後において、どうかかかるところのないようにしていただきたい。特にこの持分契約書は業者が非常に有利にできておる。そこで今後あまり船主に甘くあしらわれないように、十分の御注意を願ひたいと思ひます。この契約書を國が

引継ぐにあつて、まず問題になるのは金利の問題であらうと思ふ。これは一応復金金利に對して何分かの経費を附加してきめるといふことになつておるのでありますから、これは明らかであります。おそろく業者の方からは、ある程度金利を引下げてもらいたいという要求はあるのであります。そこで金利を安くきめるならば、當然業者は十年間は、その持分を引継がず、有利にこの契約書を利用して行かうといふことになるに違ひない。そこでこの金利を安くするについては、必ずそこに交換條件として十年間の期間を五年にする、期間短縮を條件としておやりになることは當然であります。いかに國の財産処分でありませう、契約書として双方協議の上でまこととあるといふことになつておるのでありますから、この点十分考へになつて処置あらんことを希望いたします。賛成討論を終る次第であります。

○夏堀委員長 富腰喜助君。○富腰委員 私は民主黨を代表いたします。両法案に對して希望條件を付しまして賛成をいたすものであります。

第一の船舶公同の共有持分の處理等に關する法律案に對しては、公同が九月末日に清算を完了し、船舶持分の買取権を十年延期するといふ趣旨であります。しかし最近公同等にいろいろ不正問題があるので、一切を大蔵省に移管して責任ののれをしておるようなことがあつては、國民に對して申訳ないと思ひます。この点十分監視をしていただきたい。さらにまた船舶持分買取に關しても、貨幣価値等の變動の結果、引受け契約にし

ても不利益の結果が起るわけでありまして、それがために國家に損害をかける場合もないとは限りませんので、この点を十分に監視をしていただきたい。

また第二の開税法一部改正に關しても、最近非常に密貿易が多くなつて参りました。これは當然相互國家間の貿易を十分やらないような政策あるいは隘路がありまして、政府はこの隘路を開闢しまして、大いに貿易の振興をはかつていただくことによつて、この密貿易の問題は打開できると思ひます。東南アジア、近東方面の貿易の問題を片づければ、この問題は解決できるのではないかと考へるのであります。かういふような考へをもちまして、今後當局において貿易打開のためにもう少し力を入れていただきたい。また關係官庁にもこの問題を持ち出して、一日も早く打開をはかつていただく。かういふことによつてこの官吏に武器を持たせようといふうなことも、開税警察の強化も緩和して行くのではないかと考へるのであります。今回武器を持たせるこの改正も、現状の場合にはやむを得ないのであります。法、法の精神から言つても、刑事訴訟法においても、これを使用する範圍は、人の逮捕の場合でも嚴重な規定があるのであります。ましてや人の生命を奪うような武器の使用でありませうから、この点十分限界を規定していただいて、その範圍を逸脱しないような方法をとつていただきたい。また他方定員法の改正も當然行われませう。また後日局長のおっしゃるやうに二百名も増員されるということを伺つ

ておりますが、この点についても十分考慮されまして、旧來の訓練された官吏を大いに採用していただきたい。こういう希望條件を付しまして本案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は社会党を代表いたしまして、関税法の一部を改正する法律案に對しましては、第二点の改正点に對してはわが党は賛成をいたしたのであります。第一点の密貿易取締りの見地からする税関官吏に武器の携帯を認めるという点につきましては、これは別途の処置によりまして、そうしたことは十分取締り得るものと信ずるのであります。ことに最近の密貿易は非常に凶悪化しておるといような表現を政府みづから使われておる。與党の奥村君の先ほど討論の中にもあつたのであります。私は密貿易というものは一つの経済的な必要に基いて行われておる現象でありまして、それを凶悪視するということについてはわれ／＼は理解できないのであります。密貿易を取締るということ、それをなくするということの根本的な対策は、ただいま宮腰君も述べられましたように、特に密貿易の対象がアジア諸国であるという点からいたしますならば、これらのアジア諸國との貿易關係をもつと正常な形に移すことが先決問題である。しかも武器を放棄した日本に對して、武器の密輸等を行おうとすることになれば、それは凶惡な犯罪だと考えなければなりませんけれども、現在の段階においてはそうしたこととをわれ／＼はいまだ聞いていないのであります。また別途海上保安庁の職員の大増員の処置も、政府によ

つて進められようとしておるやさきでありますので、そうした面において十分カバーし得ることと思ひますので、税関官吏に武器を携帯せしめるといふ部分には反対をいたします。従ひまして遺憾ながらこの関税法の一部を改正する法律案に對しましては、社会党として反対の意思を表明するものであります。

次に船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案につきましては、これは公団の整理をすみやかならしめるための必要な措置であるという点からいたしまして、わが党は賛成をするものであります。しかしながら船舶公団の経理の内容につきましては、われ／＼本委員会において何つた程度のもの、また資料等によりまして、にわかに判断をするわけには行かないのであります。ことに公団の共有分を政府が引継いだ以後における政府負担の部分が、今後の経済事情の変遷その他の關係から、増大することが必至の情勢にあると思ふのであります。今後この共有分を国が引いだその船の運用その他の問題につきましては、政府当局において格段の注意をすることを喚起いたしまして、本案に對しましては賛成の意を表明するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案について採決をいたします。本法案を原案通り可決することに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は可決されました。

次に関税法の一部を改正する法律案

を議題として採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決されました。(拍手)

なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任願ひます。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時三十二分散會

〔参照〕

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年八月四日印刷

昭和二十五年八月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所